

第3次寒河江市男女共同参画計画

令和4年3月

山形県寒河江市

第3次寒河江市男女共同参画計画の策定にあたって



寒河江市長
佐藤 洋 樹

本市では、平成29年2月に第2次寒河江市男女共同参画計画を策定し、市民や事業者、他の行政機関の皆さまと連携して、関連施策を推進してまいりました。

この間、国においては、第5次男女共同参画基本計画を策定し、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点からの取り組みが必要であるとしています。また、国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにおいても、目標の一つとして「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化」が掲げられ、固定的な性別役割分担、無意識の偏見・思い込みが課題とされるなど、男女共同参画について一層の取り組みが求められております。

一方、本市において昨年7月に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」では、平成28年度調査に比べ、家事や子どもの世話等家庭生活の分野で意識の改善が見られたものの、全体としては、性別による固定的役割分担意識や男女の不平等感が根強く残っている結果となりました。

このような中、本市では、今年度から「さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江」を目指すべき将来都市像に掲げ、新第6次寒河江市振興計画をスタートさせました。今後、この計画を基に、安全で安心な住みやすい生活環境を守り、市民の笑顔が溢れるまちづくりに取り組んでまいりますが、急速な人口減少や超高齢化社会が進む中、この将来像を実現するためには、すべての人が多様な意見や価値観を尊重しあい、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる社会、「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。

このたび策定した「第3次寒河江市男女共同参画計画」では、SDGsの理念、本市の特徴である子育て支援の充実による仕事と生活の調和や男女ともに企業・家庭・地域等あらゆる分野で活躍し輝ける環境づくりなどの視点を取り入れるとともに、計画の一部をいわゆるDV防止法の「市町村基本計画」に位置付けるなど、社会情勢の変化に応じた内容としております。

今後とも、この計画に基づき、市民の皆さまと共に、一人ひとりが、性別に関わりなく個人として尊重され、支え合いながら、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまちを目指してまいりますので、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました市男女共同参画審議会の皆さまをはじめ、関係者の皆さまには心からお礼申し上げます。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
○計画期間及び名称	1
○計画の位置づけ	1
2 第2次計画における取組状況	3
3 社会情勢の変化	
(1) 少子化・人口減少社会について	5
(2) 年齢3区分別の人口の推移	5
(3) 年齢階級別労働力率	6
4 男女共同参画の動向	7
(1) 男女共同参画に関する用語の認知度について	8
(2) 家庭生活や職場などでの男女の立場について	9
(3) 家庭生活の状況について	10
(4) 家庭における夫婦の役割分担について	11
(5) 女性の活躍について	11
(6) 男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて	12
(7) 男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組について	13
(8) 家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて	14
(9) 仕事と生活の調和のために必要な取組について	14
(10) 女性が職業につく、または、働き続けていくうえで必要な取組について	15
(11) 配偶者・パートナーからの暴力について	16
5 計画の基本方針	17
6 施策の体系	19

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり【人権尊重・意識醸成】

施策の方向1 人権尊重の理念に対する理解の促進	20
施策の方向2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し	21
施策の方向3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	22
基本目標Ⅰの数値目標	22

基本目標Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和【職場環境】

施策の方向4 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	23
施策の方向5 仕事と生活が両立できる職場環境づくり	24
施策の方向6 職業分野での女性の活躍の推進	26
基本目標Ⅱの数値目標	27

基本目標Ⅲ 男女ともに能力を発揮できるまち【共働】

施策の方向7 行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大	28
施策の方向8 地域活動等における男女共同参画の促進	29
施策の方向9 女性の人材育成の推進	30
基本目標Ⅲの数値目標	30

基本目標Ⅳ 安全安心なくらしの実現【生活基盤・健康】

施策の方向10 男女間のあらゆる暴力の根絶	31
施策の方向11 生涯を通じた健康づくり	33
施策の方向12 生活上困難を抱える人への支援	34
基本目標Ⅳの数値目標	35

第3章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制	36
2 計画の進行管理	36
3 国・県との連携	36

付属資料

○男女共同参画社会基本法	38
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	43
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	53
○山形県男女共同参画推進条例	64
○寒河江市男女共同参画審議会条例	68
○寒河江市男女共同参画審議会委員名簿（五十音順）	69
○計画策定までの経緯	70

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、「男女共同参画社会」の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられました。

本市においては、男女共同参画社会の形成を目指し、平成26年3月に「寒河江市男女共同参画計画」、平成29年2月に「第2次寒河江市男女共同参画計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

しかし、本市が令和3年度に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）では、平成28年度に実施した同調査（以下「前回調査」という。）に比べ、家事や子どもの世話等家庭生活における男女間の役割分担については「夫婦が同じくらい」と回答した割合が増えているものの、全体としては前回調査から大きな変化はなく、性別による固定的役割分担意識や男女の不平等感が根強く残っている結果となりました。

加えて、配偶者等からの暴力（DV）の問題や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。また、今般の、新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規労働者やひとり親世帯の多い、女性の雇用や暮らしに深刻な影響が生じており、雇用の場における男女共同参画の推進の重要性が改めて認識されました。

この間、国においては、令和2年度に、第5次男女共同参画基本計画を策定し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指しており、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、取組に反映することが必要であるとしています。また、国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにおいても、目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、固定的な性別役割分担、無意識の偏見・思い込みが課題として挙げられております。

本市においては、令和3年度に第2次計画が終了することに伴い、これまでの取組状況を踏まえ、男女共同参画に係る課題や社会情勢の変化に対応した「第3次寒河江市男女共同参画計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

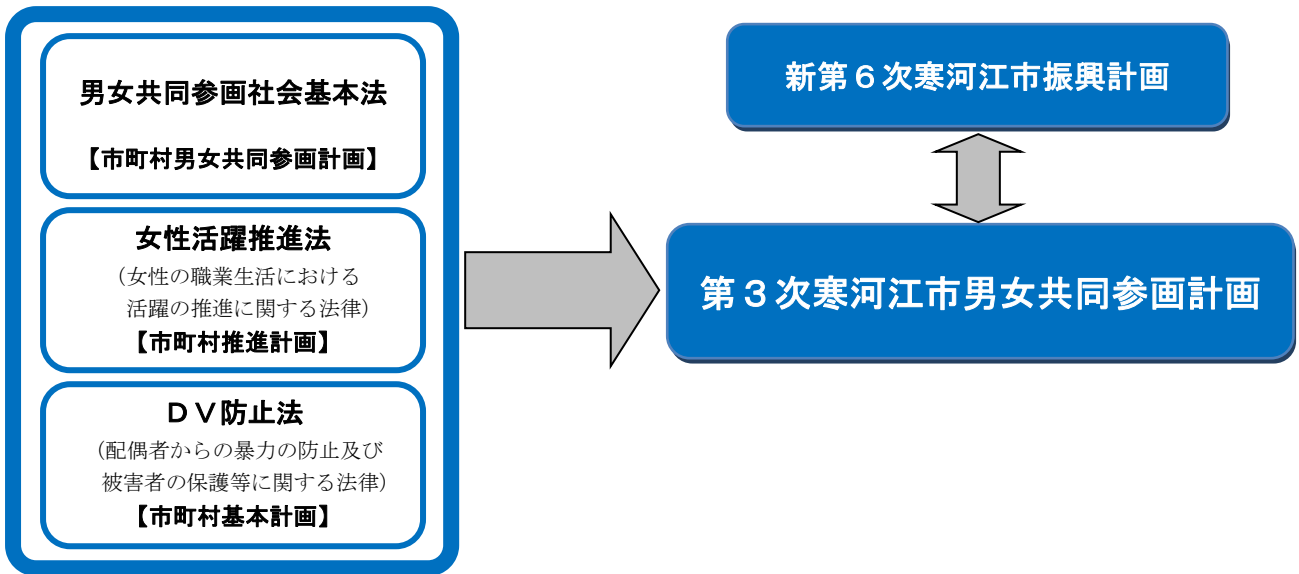
○計画期間及び名称

第3次計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、名称は、「第3次寒河江市男女共同参画計画」とします。

○計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2) 本計画は、上位計画である「新第6次寒河江市振興計画」をはじめ、関連する諸計画との整合性を図り、策定するものです。

- (3) 本計画は、「基本目標Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」の部分で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置づけられます。
- (4) 本計画は、「基本目標Ⅳ 安全安心なくらしの実現」のうち、施策の方向10「男女間のあらゆる暴力の根絶」の部分で配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置づけられます。



- (5) 本計画は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）※」の理念を踏まえ取り組んでいくものです。

※ 平成27年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」としています。

【本計画とSDGsとの関わり】

<p>【貧困】</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>【保健】</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>【教育】</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>【ジェンダー】</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
<p>【経済成長と雇用】</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>【不平等】</p> <p>国内及び各国間での不平等を是正する</p>	<p>【平和】</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>【実施手段】</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>

2 第2次計画における取組状況

(計画期間：平成29年度～令和3年度)

基本目標Ⅰ お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり

【人権尊重・意識醸成】

- 広報誌等において、男女共同参画に関する現状や重要性を発信しました。
- パパママスクールの開催曜日を工夫し男性参加率の向上を図るとともに、保育所や幼稚園で開催している家庭教育講座等においても、男性の参加を励行し、育児における父親の協力体制の重要性を伝達するなど、男性の子育て参画意識の高揚を図りました。
- 学校においては、男女平等や男女共同参画社会について学ぶとともに、一人ひとりの持つ特性や個性を尊重し、多様性を認めることで偏見や差別等のない社会を構築できるよう、子ども達の資質・能力の醸成に努めました。

	指標名	現状値（策定時）	現状値	目標値
①	「男女共同参画社会」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	49.6% (H28調査)	52.9% (R3調査)	70%
②	パパママスクールへの男性の参加率	32.8% (H28)	48.6% (R2開催分)	50%

基本目標Ⅱ 雇用の場における男女雇用参画の推進と仕事と生活の調和【職場環境】

- 市内事業所向けのメールマガジンを活用し、労働に関する法律・制度、ワーク・ライフ・バランス、各種ハラスメント防止等について周知啓発を行いました。
- 仕事と生活が両立できる職場環境づくりを推進するため、企業トップの意識改革につながるよう青年会議所と連携し「ダイバーシティ推進セミナー」を開催しました。
- 安心して子育てができるよう、病児・病後児保育施設の新設、放課後児童クラブの環境整備を行いました。
- 市技術振興協会と連携し、職業能力開発事業を実施することで再就職に向けたスキルアップを図るとともに、なか保育所を会場にしたマザーズジョブサポートを実施し、子育て中の女性の再就職を支援しました。

	指標名	現状値（策定時）	現状値	目標値
①	「男女雇用機会均等法」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	74.6% (H28調査)	70.6% (R3調査)	85%
②	「ワーク・ライフ・バランス」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	44.6% (H28調査)	47.4% (R3調査)	55%
③	女性の創業相談件数	— (調査なし)	68件 (H29～R2年度の累計)	180件 (H29～R3年度の累計)

基本目標Ⅲ 安全安心なくらしの実現【生活基盤・健康】

- 「男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発」を図るため、広報パンフレットやポスターを活用し、国・県と連携しながら暴力の根絶に向けた啓発活動を実施しました。
- DV被害者の相談はもとより、保健師による家庭訪問、健康相談、子育て相談の中でDVに結び付くものは、関係機関と連携し対応してきました。
- 生涯を通じた健康づくりを推進するため、年代に応じた健康診査や相談体制を充実させました。
- 母子・父子自立支援員による相談業務を通して、ひとり親世帯の生活実態を把握し、就業のための資格取得期間中の生活費を支給するなど資格取得を支援しました。

指標名		現状値（策定時）	現状値	目標値
①	3か月健診の受診率	97.3% (H27)	97.9% (R2)	100%
②	乳がん検診の受診率	32.6% (H27)	42.1% (R2)	50%
③	障がい者の相談体制の整備 (基幹相談支援センターの整備)	-	整備済	整備

基本目標Ⅳ 男女とも活躍できる環境づくり【共働】

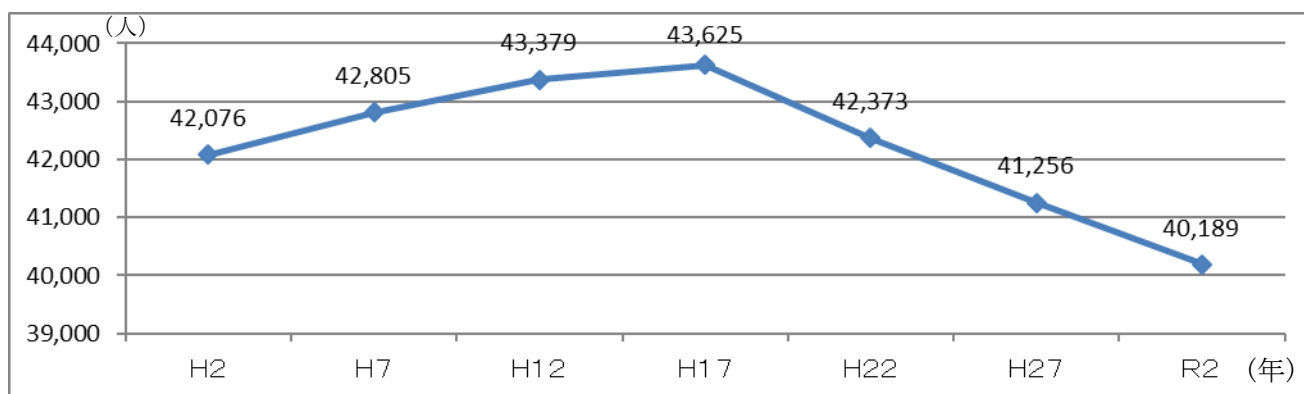
- 市の審議会・委員会等において、女性委員を積極的に登用し、行政における政策や方針決定の場における男女共同参画を推進しました。
- 防災計画見直しに際し女性委員を登用し、男女共同参画の視点に立った意見を反映しました。

指標名		現状値（策定時）	現状値	目標値
①	市の審議会等における女性委員の比率	31.8% (H28.3)	29.0% (R3.3)	40%

3 社会情勢の変化

(1) 少子化・人口減少社会について

本市の人口は、平成17年の43,625人をピークに年々減少し、この傾向は年々加速度的に進行していることから、令和7年の将来目標人口を38,957人と定め、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による同年の本市推計人口38,074人を883人上回る目標を設定し、人口減少を緩やかにするための取組を行っています。

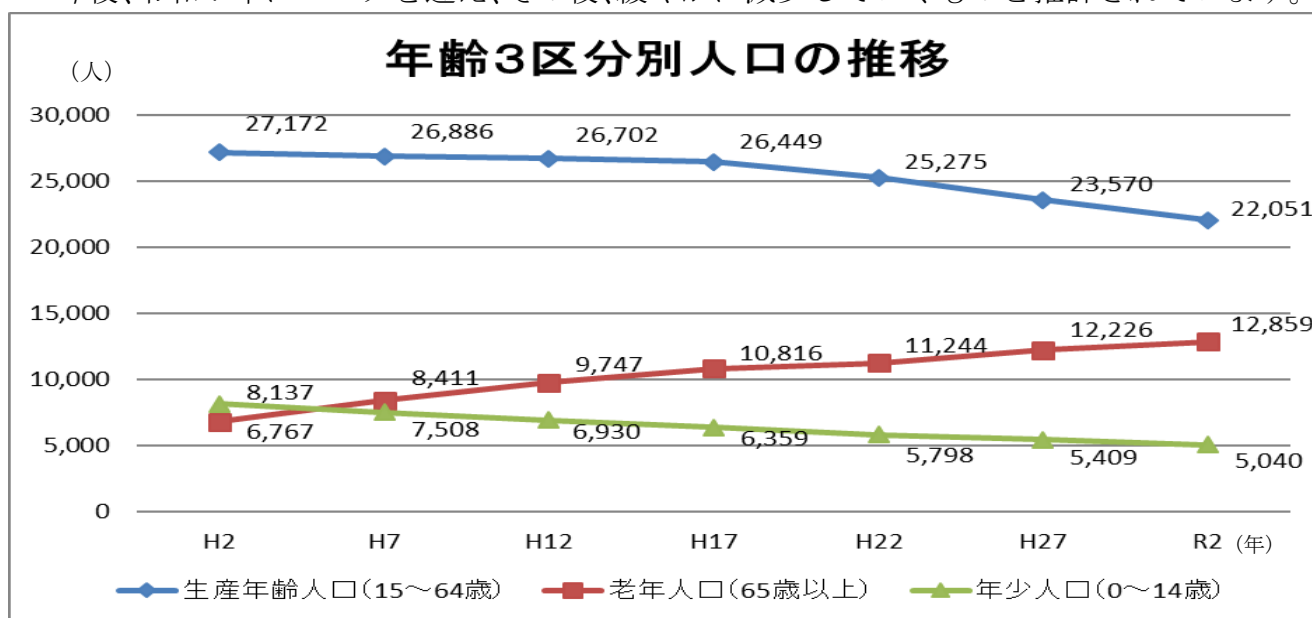


出典：国勢調査

(2) 年齢3区分別の人口の推移

生産年齢人口は昭和60年から緩やかに減少し、年少人口は第2次ベビーブームを過ぎた昭和50年代後半から減少を続けています。

一方、老年人口は増加を続け、平成7年には年少人口を逆転しました。社人研によると、今後、令和7年にピークを迎え、その後、緩やかに減少していくものと推計されています。



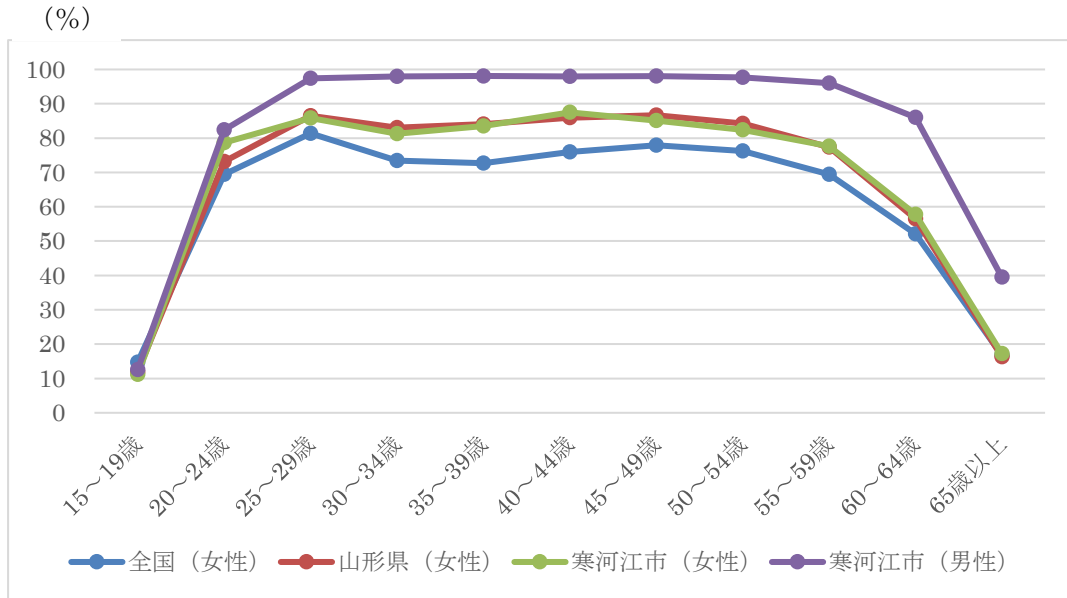
(単位：%)

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
生産年齢人口(15~64歳)	64.6	62.8	61.6	60.6	59.7	57.2	55.2
老年人口(65歳以上)	16.1	19.6	22.5	24.8	26.6	29.7	32.2
年少人口(0~14歳)	19.3	17.5	16.0	14.6	13.7	13.1	12.6

出典：国勢調査

(3) 年齢階級別労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていますが、近年、M字の谷の部分が浅くなってきています。本市では、全国と比較するとその谷の部分の部分が浅くなっています。



出典：平成 27 年国勢調査

年齢	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65 以上
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
県	11.9	73.1	86.5	83.0	84.1	85.9	86.7	84.3	77.3	56.5	16.3
市(女性)	11.2	78.7	85.9	81.3	83.5	87.5	85.1	82.4	77.6	57.8	17.3
市(男性)	12.5	82.4	97.4	97.9	98.1	97.9	98.0	97.7	96.0	86.0	39.6

4 男女共同参画の動向

意識調査の概要

① 調査の目的

本市における男女共同参画に関する現状や課題、市民の意識を把握し、「第3次寒河江市男女共同参画計画」の策定や今後の施策の参考とすることを目的に実施

② 調査方法等

○調査期間：令和3年7月27日から令和3年8月9日まで

○調査対象者：寒河江市内に在住する18歳以上の男女

○抽出方法：住民基本台帳から900名を無作為に抽出

※「20代」「30代」「40代」「50代」はそれぞれ150名（男女各75名）、
また、「10代」「60代」「70代」はそれぞれ100名（男女各50名。）

○調査方法：郵送による回答用紙配付

本人選択による郵送による回答用紙回収又は電子申請による回答

③ 回答結果

○回答数：289名（男性：130名、女性：157名、その他：1名、性別未回答：1名）

○回答率：32.1%（郵送・持参回答26.4%（238名）、電子申請回答5.7%（51名））

④ 調査項目

◇男女共同参画に関する用語の認知度について

◇家庭生活や職場などでの男女の立場について

◇家庭生活の状況について

◇家庭における夫婦の役割分担について

◇管理職や役員の状況について

◇役職の要請への対応について

◇女性の活躍について

◇男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて

◇男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組について

◇家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて

◇仕事と生活の調和のために必要な取組について

◇職場における男女間差別の理由について

◇女性が職業につく、または働き続けていくうえで必要な取組について

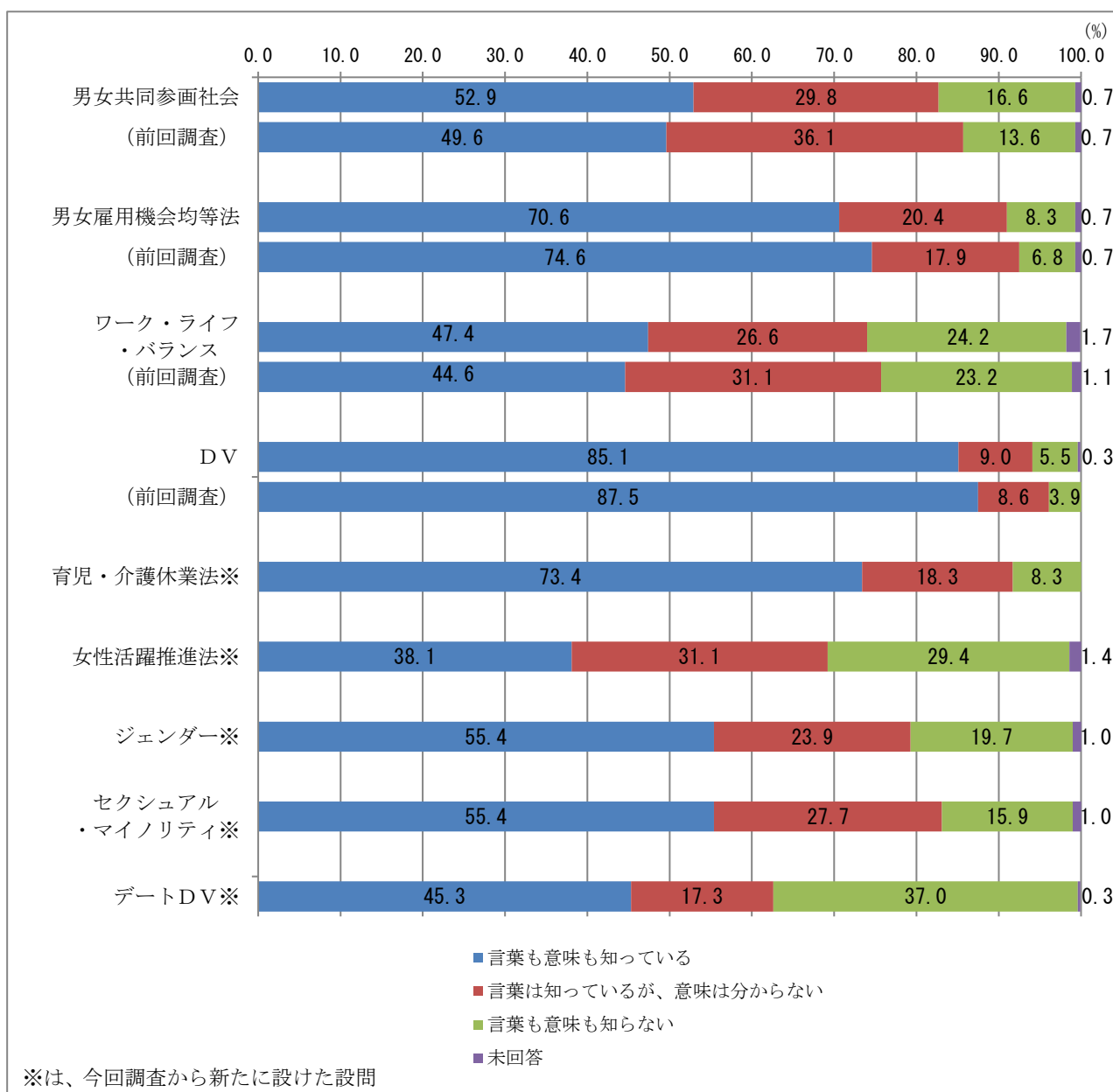
◇男性の育児休業・介護休業の取得について

◇配偶者・パートナーからの暴力について

（注）次ページ以降は調査結果を抜粋して掲載しています。また、グラフの合計値は、端数の関係で100%にならない場合があります。

(1) 男女共同参画に関する用語の認知度について

問 あなたは、次の言葉や意味を知っていますか。



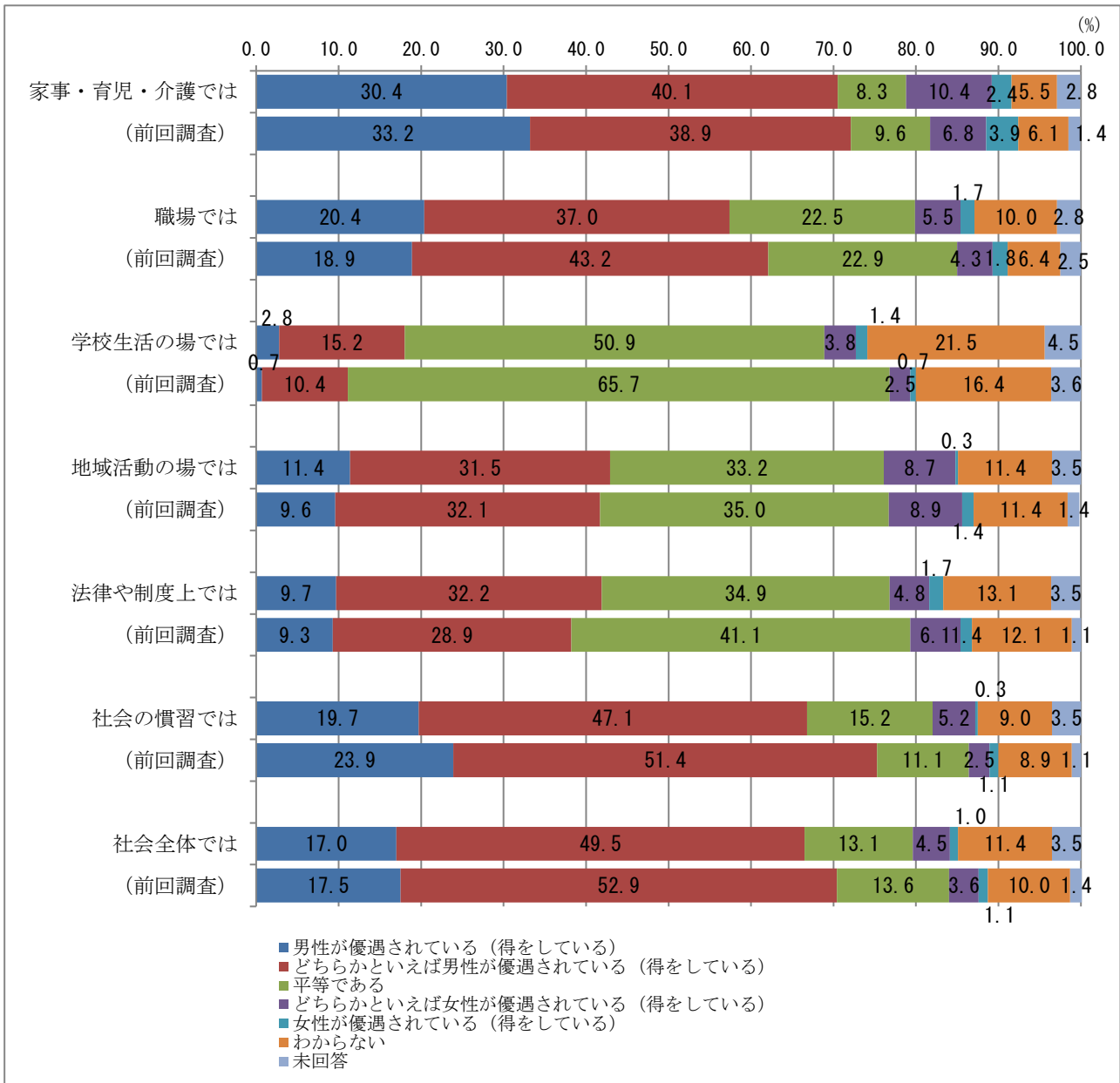
○「ワーク・ライフ・バランス」は7割以上、「男女共同参画社会」は8割以上、「男女雇用機会均等法」、「DV」は9割以上が、言葉を知っているという結果となりましたが、全ての項目において、前回調査時よりも減少しました。

○「男女共同参画社会」「ワーク・ライフ・バランス」については、「言葉も意味も知っている」と答えた割合が前回調査時よりも上昇しているものの、「ワーク・ライフ・バランス」は前回調査時同様5割を下回りました。

○今回調査から新たに設けた設問のうち「女性活躍推進法」「デートDV」については、「言葉も意味も知っている」と答えた割合が5割を下回りました。

(2) 家庭生活や職場などでの男女の立場について

問 あなたは次にあげる分野で、男女の立場は平等になっていると思いますか。

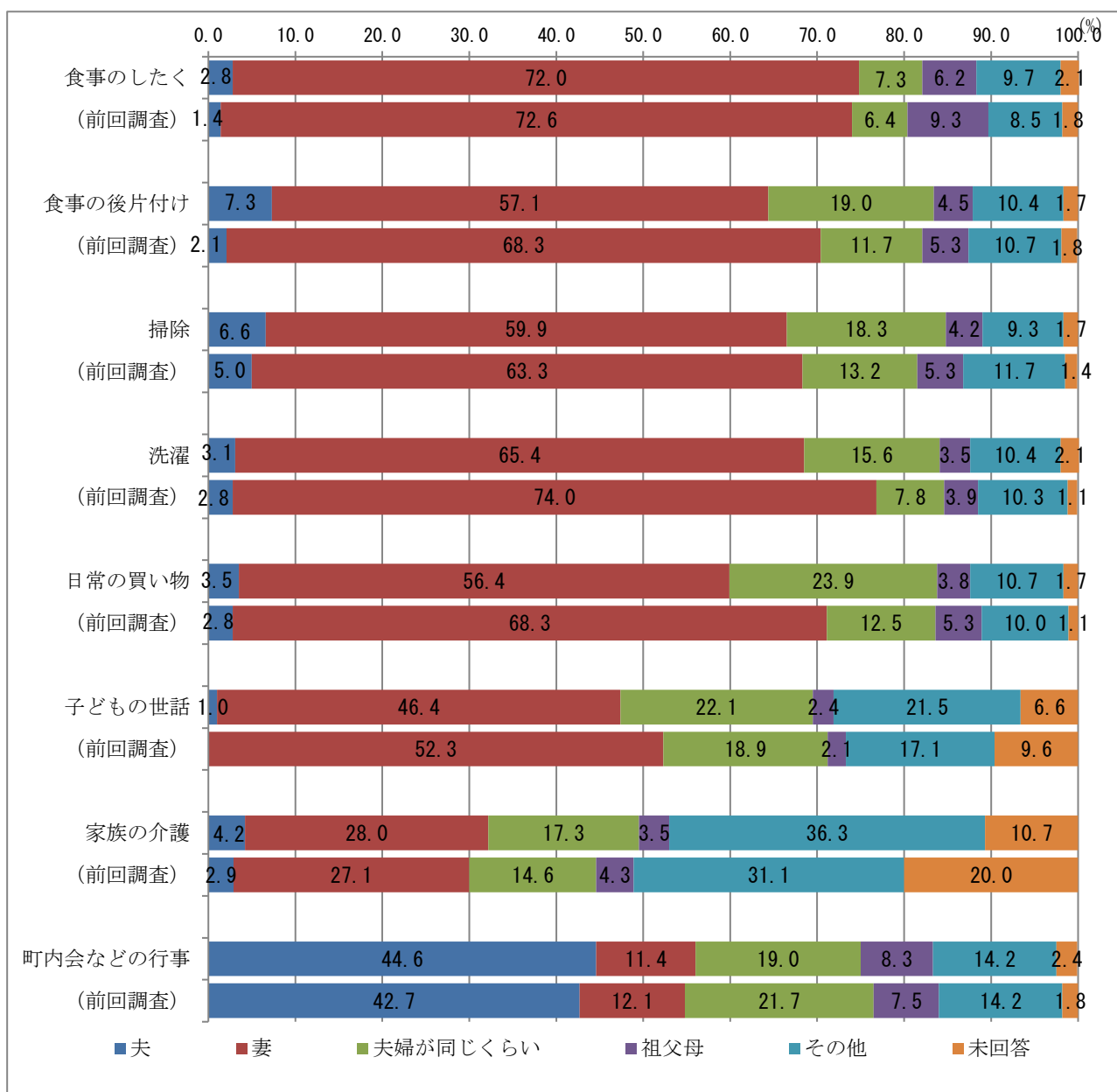


○前回調査と比べて、「学校生活の場」、「法律や制度上」について「平等である」は大きく減少しているが、「学校生活の場」は前回調査同様に最も割合が高くなりました。

○「家事・育児・介護」「職場」「社会の慣習」「社会全体」について、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」をあわせた割合が約6割から約7割となりました。

(3) 家庭生活の状況について

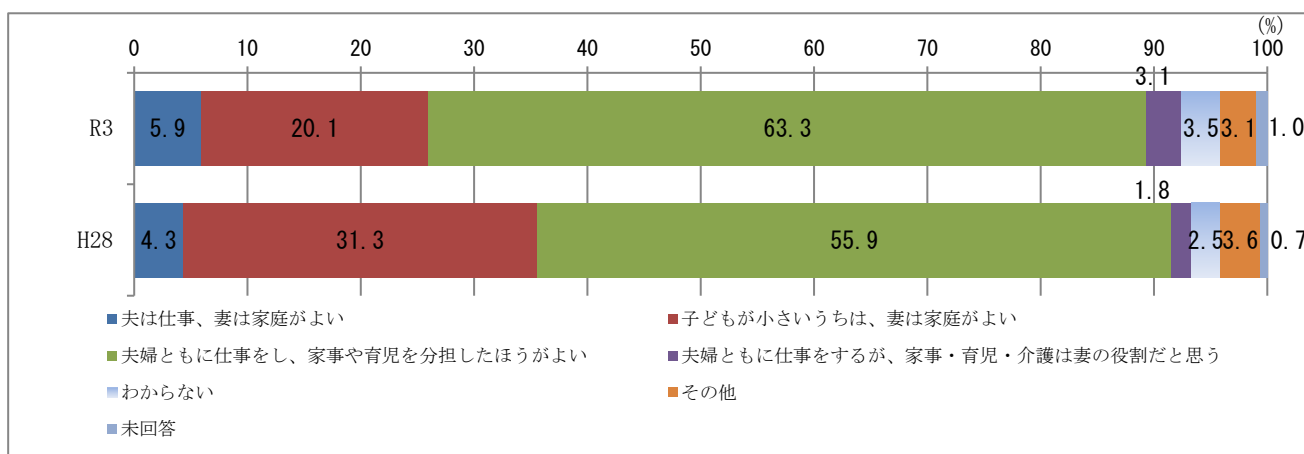
問 あなたの家庭では、次にあげることはどなたが主にしていますか。



○前回調査と同様、ほとんどの項目で「妻」が主にしていると回答しており、町内会などの行事については「夫」という結果となりました。また、「町内会などの行事」を除いた項目について「夫婦が同じくらい」の割合が上昇しています。

(4) 家庭における夫婦の役割分担について

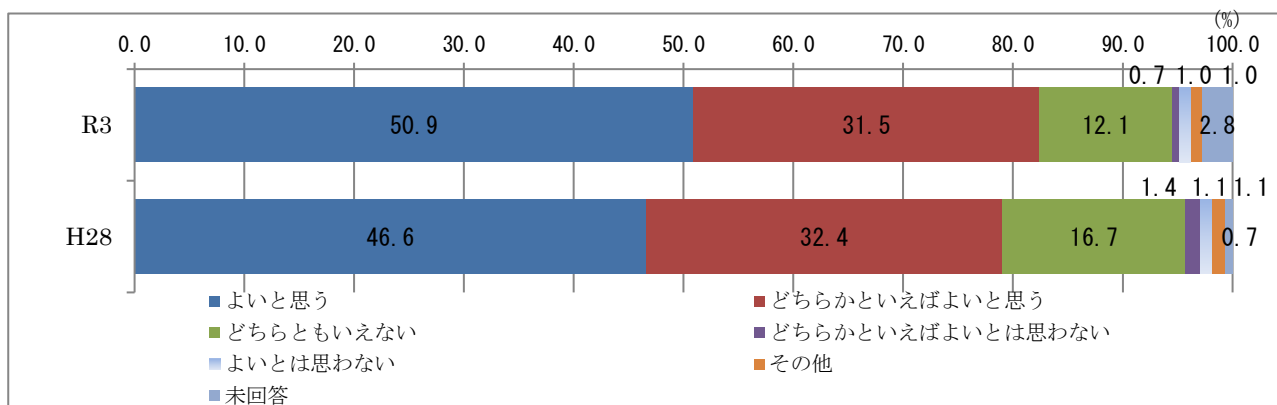
問 あなたは、家庭における夫婦の役割分担について、どのように考えていますか。



○前回調査と比べて、「夫婦ともに仕事をし、家事や育児を分担したほうがよい」と答えた割合が7.4%上昇している一方、「子どもが小さいうちは、妻は家庭がよい」と答えた割合が11.2%減少しました。

(5) 女性の活躍について

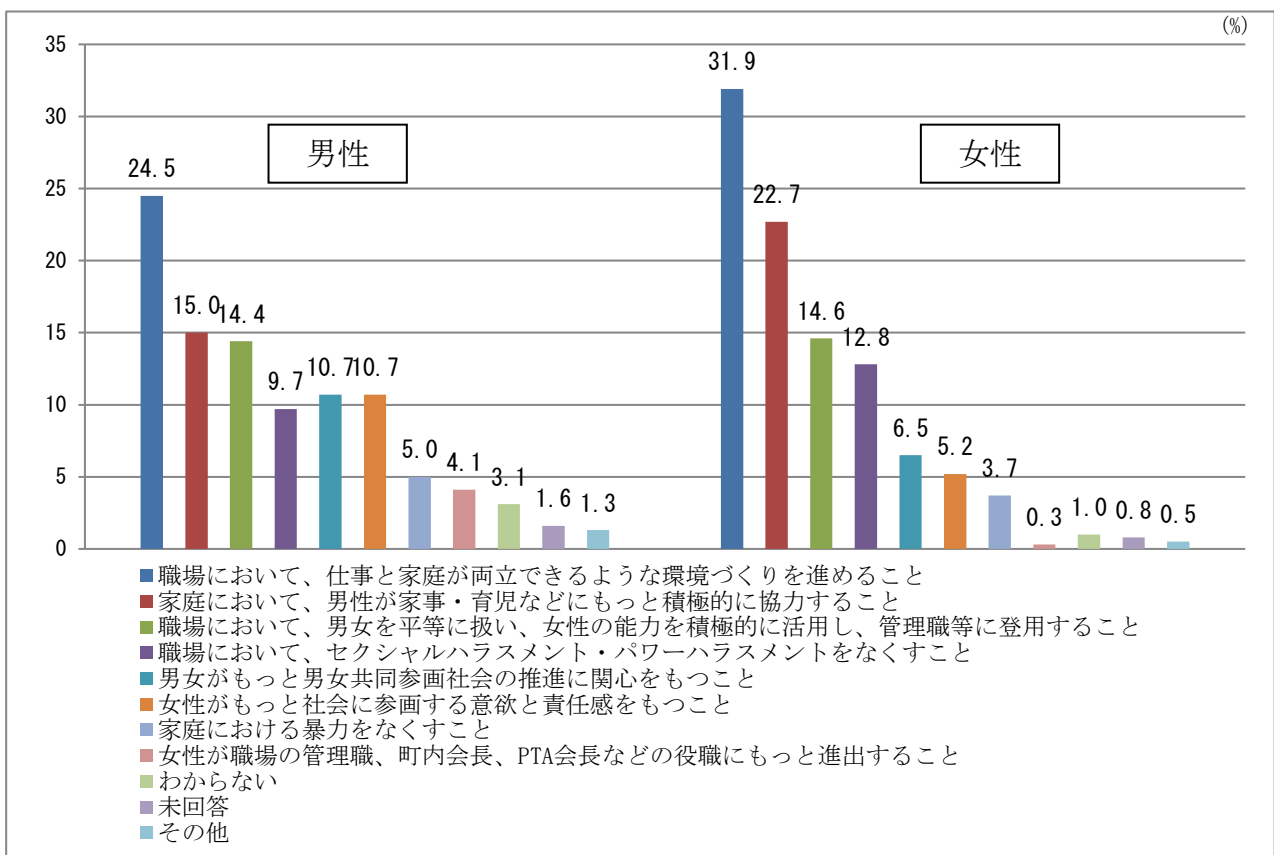
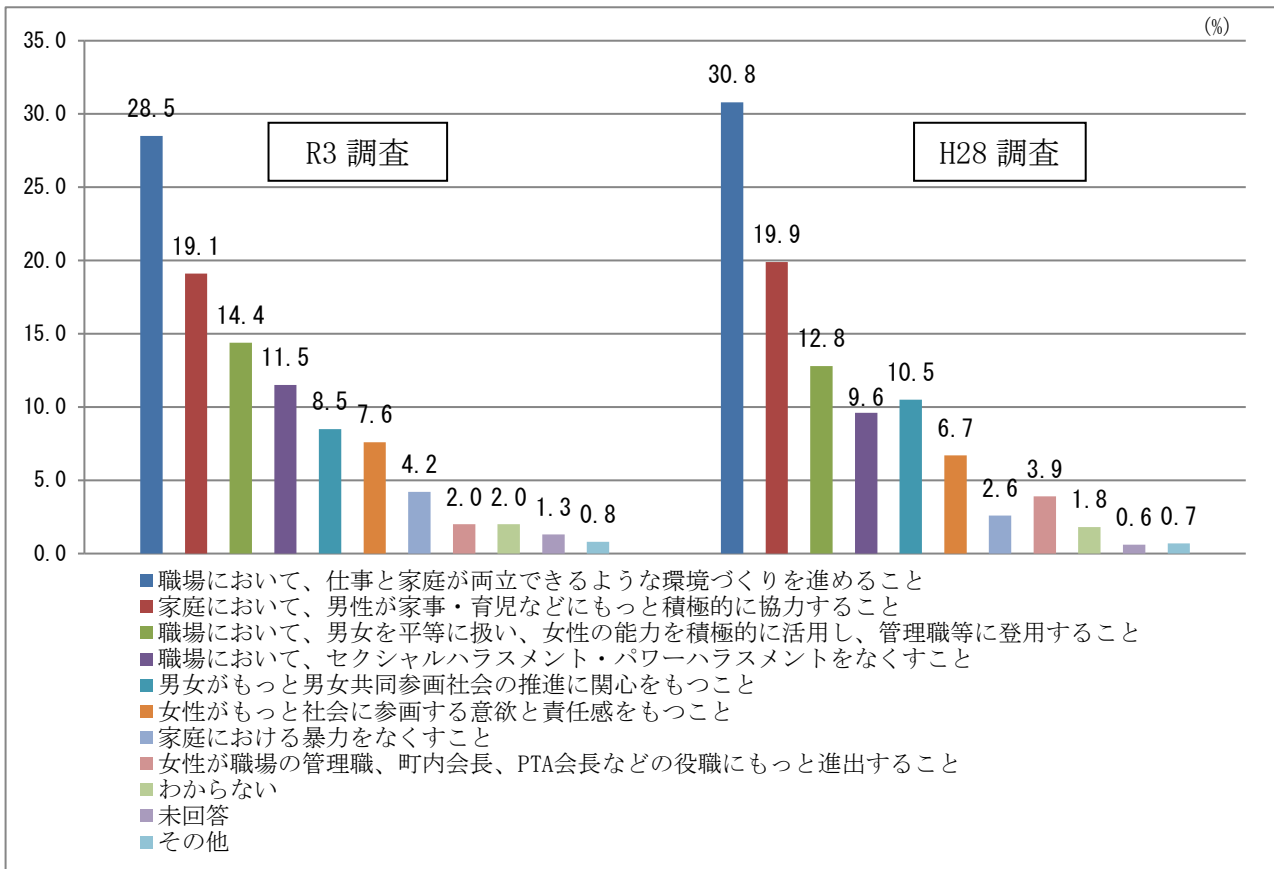
問 あなたは、今後もっとさまざまな分野で女性の活躍が増えるほうがよいと思いますか。



○前回調査と比べて、「よいと思う」と答えた割合が上昇し、「どちらかといえばよいと思う」と合わせて8割を超えました。

(6) 男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて

問 男女共同参画社会を実現するうえで重要なことはどのようなことだと思いますか。

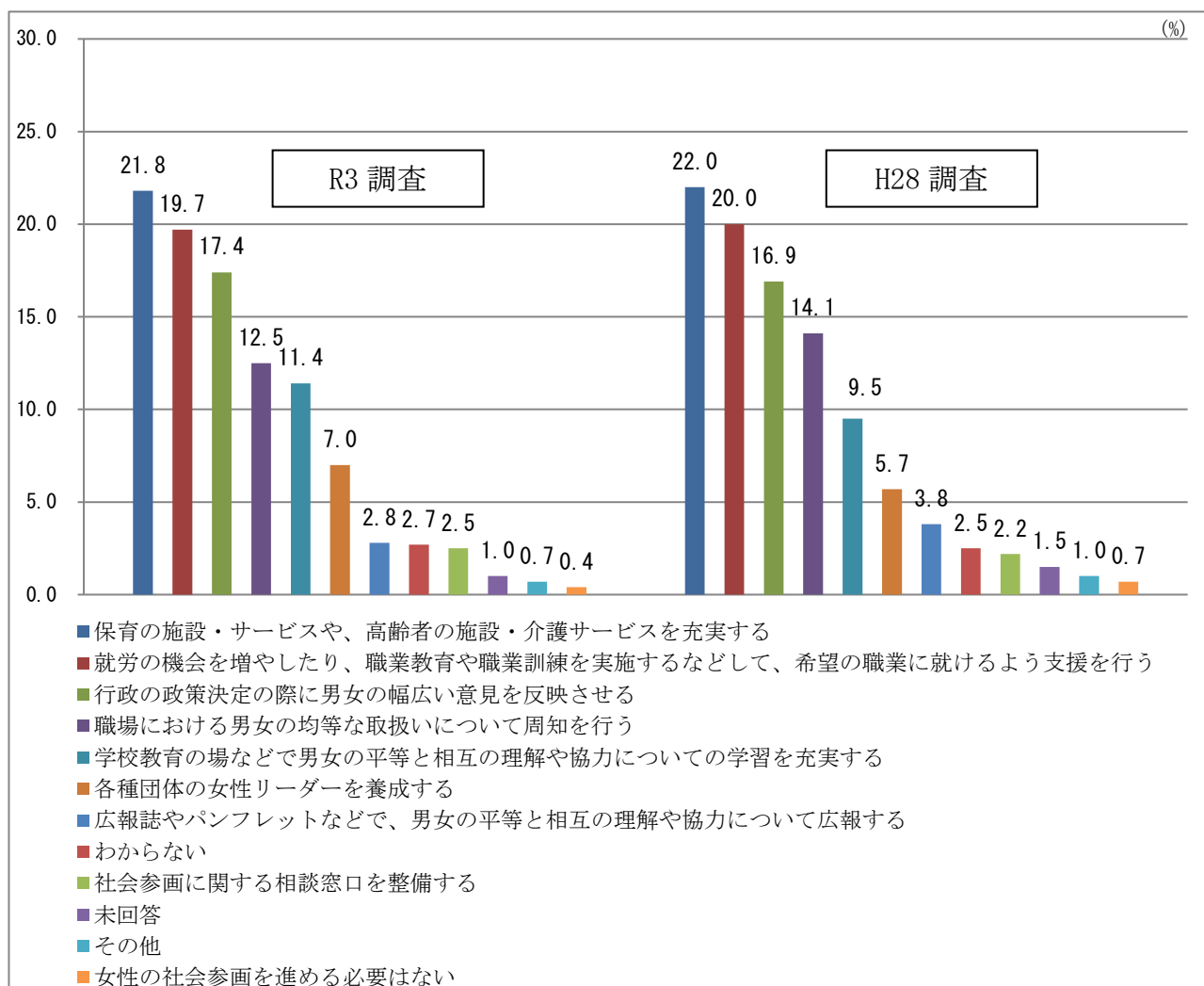


○前回調査とほぼ同様の傾向を示しており、「職場において、仕事と家庭の両立ができるような環境づくりを進めること」「家庭において、男性が家事・育児などにもっと積極的に協力すること」「職場において、男女を平等に扱い、女性の能力を積極的に活用し、管理職等に登用すること」が上位を占めました。

○男女別で見た場合、「職場において、仕事と家庭の両立ができるような環境づくりを進めること」「家庭において、男性が家事・育児などにもっと積極的に協力すること」と回答した女性の割合が男性を大きく上回りました。また、「女性がもっと社会に参画する意欲と責任感をもつこと」と回答した男性の割合が女性と比べて概ね2倍になりました。

(7) 男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組について

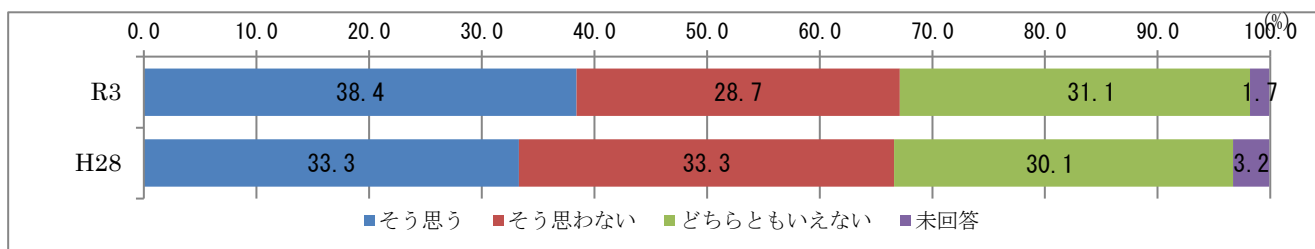
問 男女共同参画社会を実現するうえで、国や県、市町村は今後どのような取組が必要だと思いますか。



○前回調査と同様、「保育の施設・サービスや、高齢者の施設・介護サービスを充実する」「就労の機会を増やしたり、職業教育や職業訓練を実施するなどして、希望の職業に就けるよう支援を行う」「行政の政策決定の際に男女の幅広い意見を反映させる」が上位を占めました。

(8) 家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて

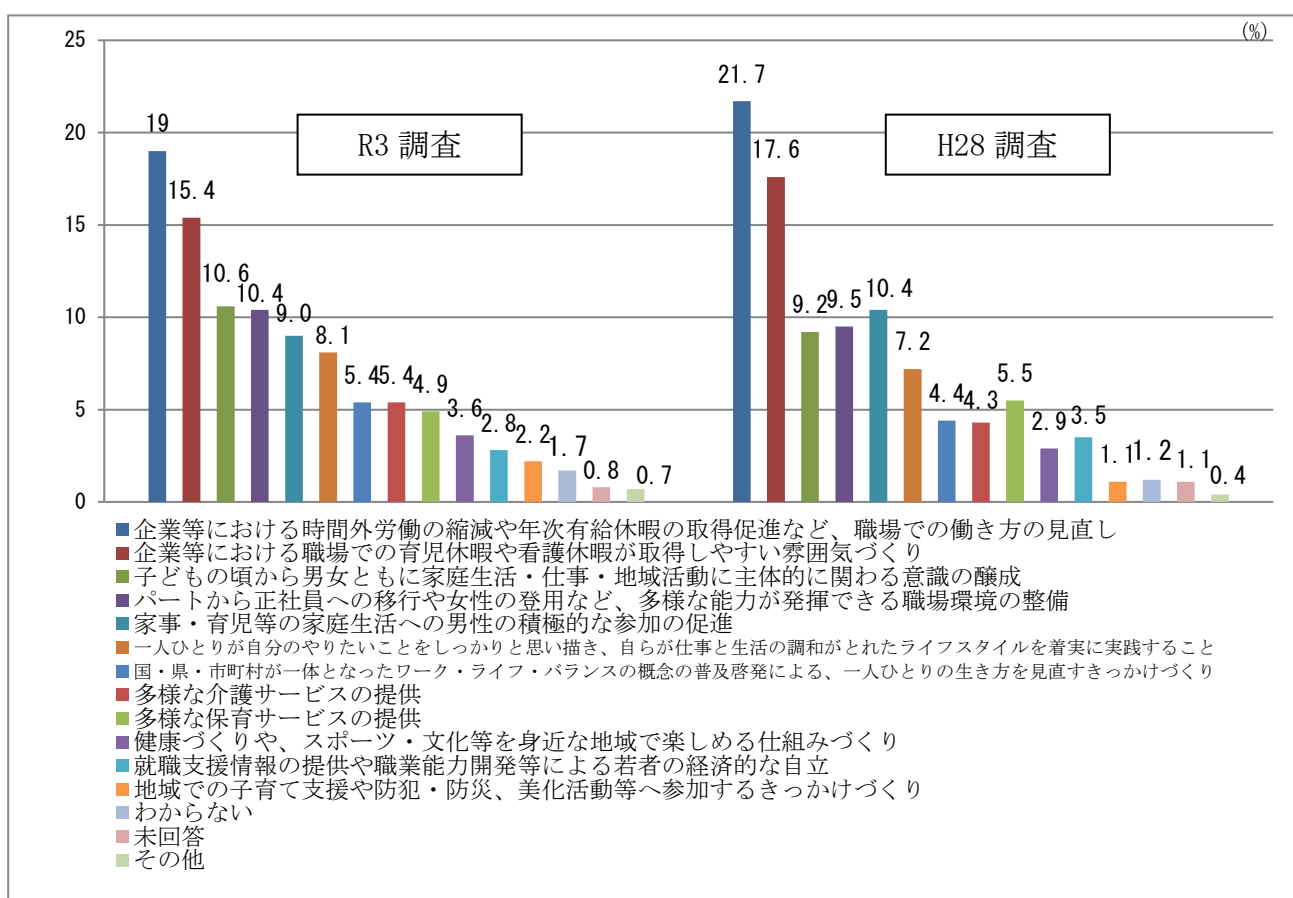
問 あなたは現在、家庭生活、仕事、地域活動のそれぞれに関わり、バランスのとれた生活を過ごしていると思いますか。



○「そう思う」と答えた割合が増え4割に近づき、一方「そう思わない」が減り3割を下回りました。

(9) 仕事と生活の調和のために必要な取組について

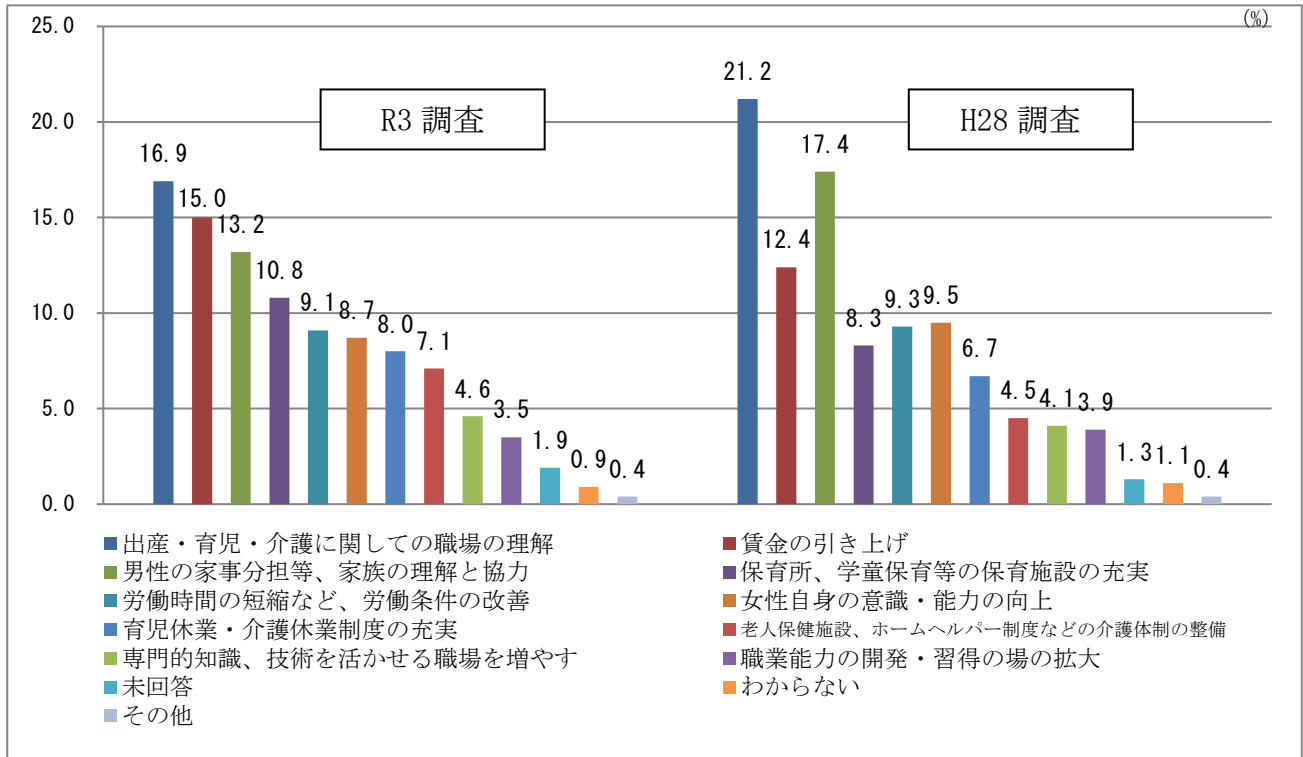
問 あなたは、仕事と生活の調和がとれるようになるには、どのようなことが必要だと思いますか。



○「企業等における時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進など、職場での働き方の見直し」、「企業等における職場での育児休暇や看護休暇が取得しやすい雰囲気づくり」、「子どもの頃から男女ともに家庭生活・仕事・地域活動に主体的に関わる意識の醸成」が上位を占めました。

(10) 女性が職業につく、または、働き続けていくうえで必要な取組について

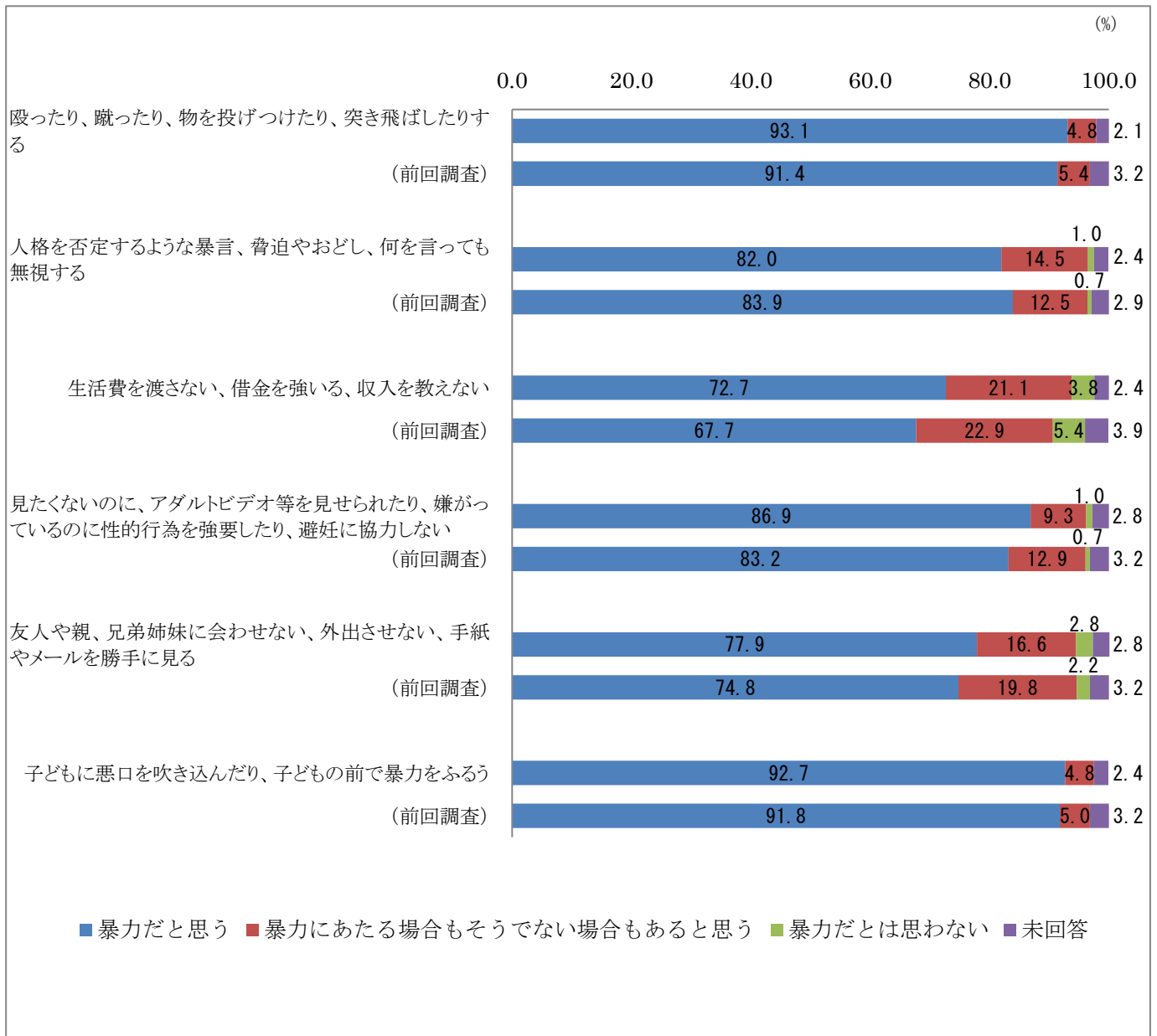
問 女性が職業につくうえで、または働き続けていくうえで、今後どのようなことが必要だと思いますか。



○「出産・育児・介護に関する職場の理解」「男性の家事分担等、家族の理解と協力」など、周囲の理解を求める回答が上位を占めました。

(11) 配偶者・パートナーからの暴力について

問 夫婦(事実婚や別居中を含む)の間で行われた場合、それをどのように感じますか。



○全ての項目において「暴力だと思う」が最も多く、7割を上回りました。「生活費を渡さない、借金を強いる、収入を教えない」「友人や親、兄弟姉妹に会わせない、外出させない、手紙やメールを勝手に見る」については「暴力にあたらぬ場合もある」との回答が約2割となりました。

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力」をいい、「暴力」には、殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声で怒鳴るといった「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、交友関係を制限するといった「社会的暴力」も含まれます。

5 計画の基本方針

基本理念（目指すべき姿）

一人ひとりが、お互いを思いやり、多様な生き方を自ら選択し、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまち

市民一人ひとりが、性別に関わりなく個人として尊重され、支え合いながら、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまちを目指して、SDGsのゴール5である「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化」の理念を踏まえながら、4つの基本目標を柱に施策を展開し、「男女共同参画社会」の実現に取り組みます。

また、取組に当たっては、本市が特に力を入れている子育て支援の充実を通して、仕事と生活の調和を図り、男女ともに企業・家庭・地域等あらゆる分野で活躍し輝ける環境づくりにつなげていきます。

基本目標Ⅰ 【人権尊重・意識醸成】

お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり

男女が個人として尊重され、ともに自らの意思によって多様な生き方を選択でき、認め合う男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を正しく理解していくことが必要です。

男女共同参画社会の実現に向け、人権尊重の理念に対する理解、並びに、性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込みの解消と社会慣行の見直しにつながる周知・啓発等に努めるとともに、子どもの頃からの教育・学習に加え、生涯学習の場など、あらゆる場面において男女共同参画に関する意識啓発や学習に取り組みます。

基本目標Ⅱ 【職場環境】

雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。男女共同参画の推進に伴い、職場における女性の活躍推進への意識改革も少しずつ進み、活躍の場を広げ

る女性も増えてきていますが、未だに職場や家族の理解・協力が十分に得られず、希望どおりに働けない女性も存在しています。今後、女性の活躍の場を一層広げるためにも、このような状況を速やかに改善し、女性が働きやすい環境の形成に社会全体として取り組んでいくことが求められています。

また、急速な人口減少が進む中、職業分野での女性の活躍を推進することは地域経済や地域社会の活性化につながるものと考えます。

働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するためには、「仕事と生活の調和」の実現が重要です。長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた啓発や男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりに取り組むとともに、職業分野における女性の希望に沿った支援や企業への啓発を行うなど、女性の活躍の推進に取り組みます。

基本目標Ⅲ 【共働】

男女ともに能力を発揮できるまち

人口構造の変化・価値観やニーズの多様化を背景として地域の課題は複雑化しており、これらを解決し、活力あるまちとして発展し続けるためには、多様な人材の社会参画を促し、あらゆる分野に多様な視点や発想を取り入れていくことが重要です。

行政の政策・方針決定過程や地域活動等における男女共同参画の促進、そして自らの意志に応じてあらゆる分野で活躍できるように女性の人材育成の推進に取り組みます。

基本目標Ⅳ 【生活基盤・健康】

安全安心な暮らしの実現

男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、根絶に向けた意識啓発や被害者支援のための体制整備などに取り組みます。

また、一人ひとりが生き生きと暮らしていくうえで、生涯を通じた健康の維持・増進を図る必要があることから、ライフステージに応じた健康支援に取り組みます。

さらに、社会的に困難な状況に置かれやすい人々が安心して暮らせるよう、環境の整備などに取り組みます。

6 施策の体系

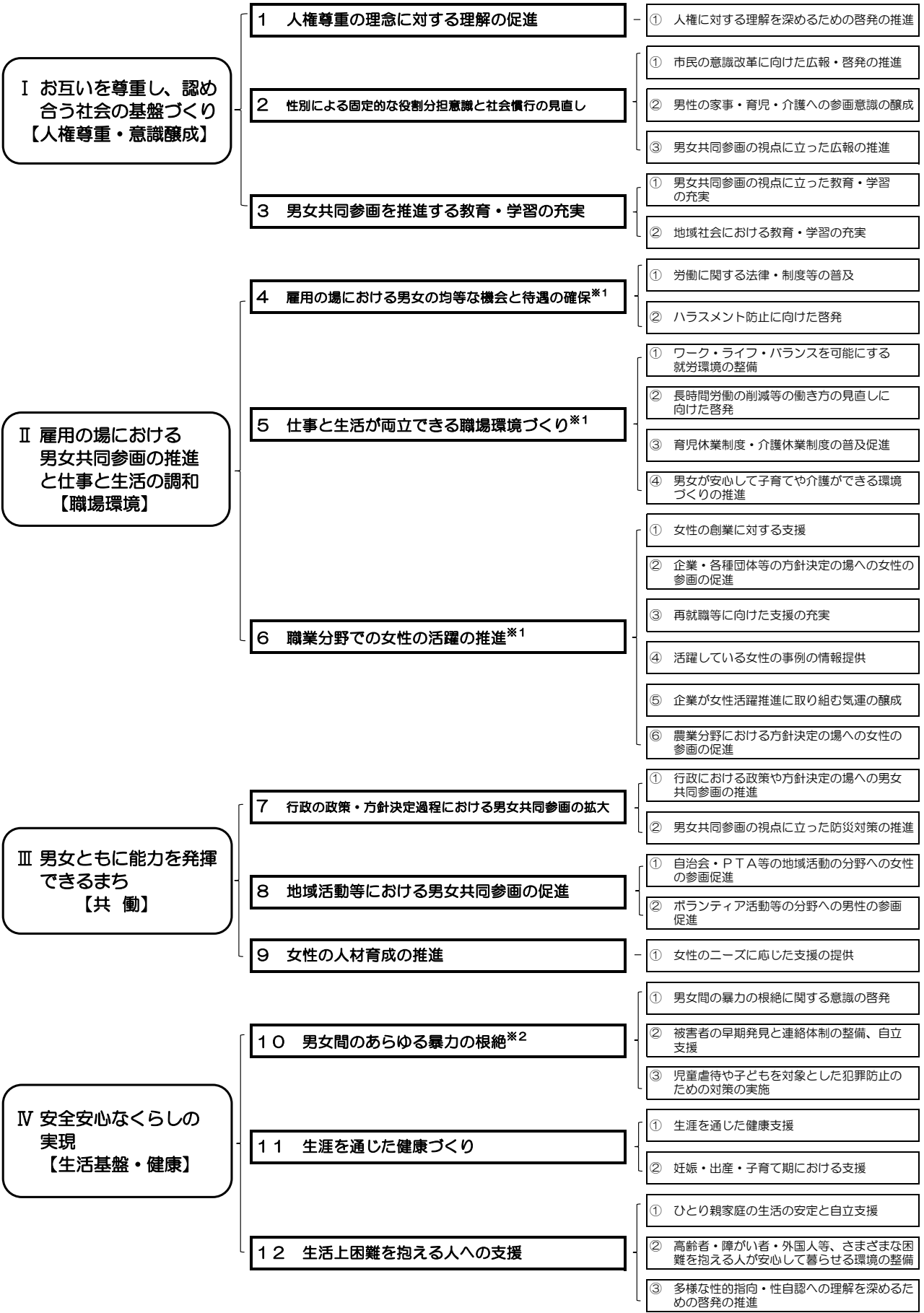
基本
理念

基本目標 <4>

施策の方向 <12>

具体的な施策 <31>

一人ひとりが、お互いを思いやり、多様な生き方を自ら選択し、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまち



※1：女性活躍推進法第6条第2項に規定する推進計画
 ※2：DV防止法第2条の3第3項に規定する基本計画

第2章 計画の内容

基本目標 I

お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり【人権尊重・意識醸成】

施策の方向 1 人権尊重の理念に対する理解の促進



【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会とされています。（男女共同参画社会基本法第2条）

このような社会の実現にとって男女の人権の尊重は最も重要な視点ではありますが、意識調査によると一部改善の動きが見られるものの、前回調査に続き、多くの分野で「男性優遇」と感じている結果となっていることから、誰もが人権尊重の理念を正しく理解するための普及啓発に取り組むことが必要です。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 人権に対する理解を深めるための啓発の推進	法務局・人権擁護委員協議会と連携して、人権に関する正しい知識の普及を図るとともに、市民一人ひとりの人権に対する理解を深めるための啓発などに取り組みます。	総務課



【現状と課題】

意識調査では、「男女共同参画社会」という用語について約8割が知っていると回答したものの、「言葉も意味も知っている」と回答した割合は5割程度となりました。

また、家庭における夫婦の役割分担について、「夫婦ともに仕事をし、家事や育児を分担したほうがよい」と答えた割合が増加したものの、食事のしたくや掃除など家庭生活の大部分について依然として主に妻が行っていると回答した割合が高いなど、性別による固定的な役割分担意識は未だに残っています。

男女共同参画社会を形成していくためには、「男だから・女だから」といった性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消と社会慣行の見直しが必要となりますが、これらについては一朝一夕では改善できないものであることから、長期的な視点に立って男女共同参画意識の醸成を図るための啓発などに取り組んでいく必要があります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 市民の意識改革に向けた広報・啓発の推進	「男女共同参画社会」の考え方の浸透には、継続的な情報発信が重要であることから、国・県と連携した啓発を行います。また、市の広報媒体を通じ、男女共同参画に関する情報を発信します。	企画創成課
	市民の意識調査を継続的に実施し、状況の把握と併せ、調査の実施を通じた啓発活動を行います。	企画創成課
② 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成	要介護高齢者を在宅介護している方々の相互交流などを図る家族介護者交流会について、男性も参加しやすい内容を企画して開催します。	高齢者支援課
	パパママスクールへの男性の参加等を通じ、男性の家事・育児への参画意識の醸成を図ります。	子育て推進課
	家庭教育講座をはじめ生涯学習関係の各種講座等において男性の家事への参加を促し、男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成を図ります。	生涯学習課
	男性の家事・育児への参画や介護休業・休暇の取得に対する地域、職場など周囲の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに取り組めるよう、国・県と連携した啓発を行います。	企画創成課 商工推進課
③ 男女共同参画の視点に立った広報の推進	市の広報・刊行物について、性別による固定的な役割分担意識にとらわれた内容とならないよう配慮します。	企画創成課

施策の方向 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実



【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解する必要がありますが、そのためには、子どもの頃からの教育・学習に加え、生涯学習の場など、あらゆる場面において男女共同参画に関する意識啓発や学習に取り組むことが重要です。

このため、家庭や学校、職場、地域において、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、教育・学習の充実を図ります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	子どもの意識形成に重要な役割を果たしている家庭における男女共同参画を推進するため、保育所・幼稚園・学校から保護者に対し男女共同参画に関する情報の提供を行います。	子育て推進課 学校教育課
	保育所・幼稚園・学校において、人権の尊重や、性別に関係なく平等の視点に立った保育・教育を実施します。	子育て推進課 学校教育課
	学校での職場体験において、男女別の固定的な職業意識にとらわれることなく、本人の希望に応じた体験ができるように努めます。	商工推進課 学校教育課
② 地域社会における教育・学習の充実	市民大学である「寒河江さくらんぼ大学」の講座などにおいて、男女が生涯を通して個人の尊厳や、男女共同参画の意識を高めるための学習機会を提供します。	生涯学習課
	介護予防サポーター養成講座を実施し、修了者は男女ともに、市が主催する介護予防事業の運営補助スタッフとして活動できるようにします。	高齢者支援課

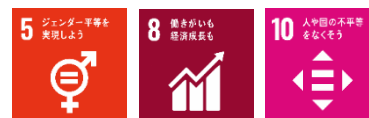
<基本目標 I の数値目標>

指標名	現状値	目標値
① 「男女共同参画社会」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	52.9% (R3調査)	80%
② 第1子出産時のパパママスクールに夫が参加する割合	75.3% (H28～R2年度の平均)	80% (R4～R8年度の平均)

基本目標Ⅱ

雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和【職場環境】

施策の方向4 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保



【現状と課題】

女性の活躍の推進は、経済社会に多様な価値観をもたらし、イノベーション^{※1}の創出にもつながるものと期待されています。

しかしながら、意識調査では、職場において「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した割合は減少したものの、5割を超えるなど職場における男女間の格差は依然として解消されていない状況にあります。

また、同調査において、「女性が職業につく、または、働き続けていくうえで必要な取組」として「出産・育児・介護に関する職場の理解」や「賃金の引上げ」、「労働時間の短縮など、労働条件の改善」が求められています。

さらに、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアルハラスメント^{※2}、マタニティハラスメント^{※3}、ジェンダーハラスメント^{※4}等の根絶、男女間の賃金格差の解消など雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保が不可欠です。

これらを踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するため、労働に関する法律・制度等の啓発・普及やハラスメントの防止対策の促進等を進めていく必要があります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 労働に関する法律・制度等の普及	男女雇用機会均等法といった労働に関する法律や制度等について、国・県と連携しながら周知します。	商工推進課
② ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどの各種ハラスメントについて、国・県と連携しながら防止に向けた啓発に努めます。	商工推進課

※1 新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産すること

※2 性的嫌がらせ。特に職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動

※3 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い

※4 性に関する固定観念または差別意識に基づく嫌がらせ

施策の方向5 仕事と生活が両立できる職場環境づくり



【現状と課題】

全国的には、女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、出産・育児を理由に25～39歳の期間に低下する傾向にありますが、本市では、山形県と同様、その低下の割合が緩やかで、継続して高い労働力率を維持しているという特徴があります。

男性も女性も働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮するためには、仕事と生活の調和の実現が重要です。

意識調査では、家庭生活、仕事、地域活動のバランスのとれた生活を過ごしていると回答した割合は少し増えましたが、4割程度に過ぎませんでした。また、仕事と生活の調和の実現にあたり「企業等における時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進など、職場での働き方の見直し」「企業等における職場での育児休暇や看護休暇が取得しやすい雰囲気づくり」が重要であるとの回答が多く寄せられました。

これらを踏まえ、男女とも子育てや介護をしながら働き続けられる環境を整備するとともに、長時間労働の削減等の働き方の見直しなど、各家庭の形に応じて家庭や地域でそれぞれの役割が果たせるような職場環境づくりを促進します。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① ワーク・ライフ・バランス※1を可能にする就労環境の整備	企業の経営者等の意識改革につながるよう、仕事と生活が両立できる職場環境づくりに関する情報提供やテレワーク推進の支援などに努めます。	商工推進課
	仕事と生活の両立支援などに積極的に取り組む企業(くるみん認定企業※2)等を増やしていくため、仕事と生活の両立支援に取り組むことによるメリットや補助制度の周知を図るほか、認定企業を市広報で紹介するなど、気運の醸成を図ります。	企画創成課 商工推進課
② 長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた啓発	国・県と連携しながら、長時間労働の削減など働き方の見直しについて周知・啓発を進めます。	商工推進課

※1 「仕事と生活の調和」と訳され、働く人が、仕事と、子育て期や介護、自己啓発、地域活動などといった仕事以外の生活とを自分が望むバランスを実現できること

※2 次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施するなど、一定の要件を満たした企業を子育てサポート企業として認定する制度

施策		内容	担当課
③	育児休業制度・介護休業制度の普及促進	育児休業を理由に、解雇や復職を拒否することは違法行為であることなど、労働局と連携した育児休業・介護休業制度の周知・徹底を図ります。また、男性の育児休業取得についても、労働局や県と連携しながら普及を図ります。	商工推進課
④	男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進	安心して子育てができるよう、必要な保育の受入れ枠を確保するとともに、多様なニーズに対応した病児・病後児保育、休日・延長保育などの事業の充実や放課後児童クラブの保育環境の整備に取り組みます。	子育て推進課
		介護をしながら安心して働き続けることができるよう、入所待機者数を踏まえた特別養護老人ホームの拡充など適正な施設整備を進め、介護離職防止とサービスの充実を図ります。	高齢者支援課

施策の方向 6 職業分野での女性の活躍の推進



【現状と課題】

平成 27 年 9 月に女性活躍推進法が公布・施行されたことを契機に、職業生活を含む様々な分野において女性の活躍を進めようとする気運が高まっています。

意識調査でも様々な分野における女性の活躍を望む声は 8 割を超えており、多様な分野で女性の活躍を後押しする取組が必要です。

一方、子育てなどのために退職する女性も未だ多く、女性がライフイベント^{*1}を経ても働き続けられる職場環境や、出産や子育てなどにより一旦退職した後も希望に応じた働き方が選択できるような支援も必要となります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	女性の創業に対する支援	市内産業の多様化・活性化を図るため、西村山創業セミナーを開催するなど、創業に必要なノウハウ取得から創業後の支援まで女性の創業を支援します。	商工推進課
②	企業・各種団体等の方針決定の場への女性の参画の促進	企業や各種機関・団体等の方針決定の場への女性の参画の促進を図るため、経営者や管理職等に対し、女性の活躍の重要性に関する情報提供を行っていきます。	全 課
③	再就職等に向けた支援の充実	労働局の支援情報の提供、市技術振興協会と連携した職業能力開発に関する講座の充実、公共職業安定所との連携による相談体制の整備などにより、再就職等への支援の充実を図ります。	商工推進課
④	活躍している女性の事例の情報提供	国や県、関係機関と連携して、意欲と能力のある女性が社会で活躍している事例を紹介します。	企画創成課
⑤	企業が女性活躍推進に取り組む気運の醸成	女性の活躍の推進などに積極的に取り組む企業（えるぼし認定企業 ^{*2} ）等の増加を図るほか、制度や認定企業の情報を紹介するなど、気運の醸成を図ります。	企画創成課 商工推進課
⑥	農業分野における方針決定の場への女性の参画の促進	県と連携し、女性の就農支援に取り組むほか、市が開催する会議等への女性の積極的な参加を促し、女性目線での意見が農業分野における方針に反映されるよう、女性参画の増加を図ります。	農林課

^{*1} 結婚、妊娠、出産、育児、自分や家族の傷病、介護、などの人生上のできごと

^{*2} 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を認定する制度

<基本目標Ⅱの数値目標>

指標名		現状値	目標値
①	「男女雇用機会均等法」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	70.6% (R3調査)	90%
②	「ワーク・ライフ・バランス」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	47.4% (R3調査)	75%
③	育児休業取得率（従業員5名以上の市内事業所）	女性85.5% 男性14.3% (R2年度)	女性95% 男性30%
④	次世代認定マーク（くるみん）取得企業と女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）を受けた企業の合計件数	4件 (R3.12末)	10件
⑤	女性の創業相談件数	101件 (H28～R2年度の累計)	130件 (R4～R8年度の累計)

基本目標Ⅲ

男女ともに能力を発揮できるまち【共働】

施策の方向 7 行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大



【現状と課題】

市の審議会や委員会における女性委員の登用により、多様な視点が入り入れられることで、男女が共に暮らしやすいまちづくりが可能となります。令和3年3月末の市の審議会等における女性委員の比率は29.0%となり第2次計画の目標値である40%を達成できなかったことから、引き続き積極的な登用に取り組み、多様な意見を市政に反映させる必要があります。

また、東日本大震災など過去の災害時には、育児、介護、家事などの家庭的責任が女性に集中したり、女性や子どもを狙った犯罪が増加するなど様々な問題が明らかになりました。災害によって受ける影響について男性と女性で違いが生じることを理解した災害対策に取り組むため、防災に係る意思決定の場への女性の参画を進めることが必要となります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 行政における政策や方針決定の場への男女共同参画の推進	審議会・委員等における男性委員、女性委員の比率の目標をそれぞれ40%以上とし、各種団体へ委員候補者について女性の推薦を働きかけるなどし、積極的な登用を進めます。	全 課
② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	防災計画等の見直しや災害時の指定避難所の運営において、男女共同参画の視点から防災・減災の取組を推進します。	防災危機管理課

施策の方向 8 地域活動等における男女共同参画の促進



【現状と課題】

自治会やPTA等の地域活動の分野では依然として男性が役職に付いていることが多いなど性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が改善されていないのが現状です。

一方、人口構造の変化・価値観やニーズの多様化を背景に地域の課題は複雑化しており、これらの課題解決のためには、多様な人材を登用し、新たな視点や発想を取り入れることが重要であることから、一人ひとりが希望に応じて様々な場面で活躍できるよう、行政が後押ししていく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画促進	各学校のPTA組織等において、女性の立場での組織運営、事業参画を促します。	学校教育課
		自治会等の地域活動において、女性が希望に応じて活躍できるよう、女性の活躍事例等を紹介するなどして、地域活動組織への参画促進を図ります。	市民生活課 生涯学習課
②	ボランティア活動等の分野への男性の参画促進	女性が多い分野になりがちなボランティア活動において、元気な高齢者やNPO等に参加する男性を含め、幅広い年代の男性に積極的な働きかけを行い、参画促進を図ります。	企画創成課 健康福祉課 高齢者支援課

施策の方向 9 女性の人材育成の推進



【現状と課題】

最近では、様々な分野において女性が活躍する姿が見られるほか、市の審議会などでも女性委員の積極的な登用に努めていますが、多くの分野で十分に進んでいるとは言い難い状況です。

意識調査では、自治会・町内会やPTA・保護者会の代表・役員への就任について「断る」と回答した女性の割合は男性を上回っています。女性が「断る」理由を見ると、「自分や家族の負担が増える」、「責任ある役は引き受けたくない」と回答した割合が高い結果となりました。今後、女性の参画拡大が各分野における活力を生むものと期待されていることから、本市においても女性が多様な分野に、自らの意志に基づき参画できるように、能力の向上のための支援やきっかけづくりを進めていく必要があります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 女性のニーズに応じた支援の提供	女性が自らの意思に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、県や県男女共同参画センターなどと連携しながら、ニーズに応じたエンパワーメント※ ¹ や必要な能力を身につけるための情報提供、学習機会の拡大を進めます。	企画創成課 生涯学習課

<基本目標Ⅲの数値目標>

指標名	現状値	目標値
① 市の審議会等における男性委員及び女性委員の比率	男性 71.0% 女性 29.0% (R3.3)	男性 40%以上 女性 40%以上

※¹ 力をつけること。過去において社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。個々の女性が自らの意識を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること

基本目標Ⅳ

安全安心なくらしの実現【生活基盤・健康】

施策の方向 10 男女間のあらゆる暴力の根絶



【現状と課題】

意識調査では、DVについて「言葉も意味も知っている」と回答した割合が8割を超え、また、身体的な暴力以外の、人格を否定するような暴言、脅迫や脅し、無視するなどの精神的なものや生活費を渡さないなどの経済的なもの等について「暴力だと思う」と回答した割合も7割を超えるなど、市民の間でもDV^{※1}に関する正しい理解が進んでいると考えられます。しかし、デートDV^{※2}について「言葉も意味も知っている」と回答した割合が5割に達しておらず、さらなる啓発が必要です。

本市のDV被害の相談件数は増加傾向にあり、内容も多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安やストレスによるDVの深刻化も懸念されています。

一方、DVは、被害者自身がDVを受けていることを認識していなかったり、自ら名乗り出ないで泣き寝入りするなど被害が潜在化している場合も少なくなく、周辺からの通報が鍵を握る場合もあり、根絶に向けては地域社会全体での対応も不可欠です。

DVについては、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、DVを許さない社会づくりを進めるため、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発や取組が必要です。県、関係機関及びNPO等との連携を強化し、DV対策を進めます。

※1 ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと

※2 婚姻関係にない10代～20代の交際関係にある者またはあった者の間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力的行為のこと

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発	DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、県女性相談センター等と連携しながら、あらゆる暴力の根絶、性と健康への理解を進めるため、周知・啓発に努めます。	高齢者支援課 子育て推進課
	道徳科を中心に、ジェンダー平等をはじめ、お互いの特性や個性を尊重する社会を構築できるよう、児童生徒の資質醸成に努めます。また、教育活動全体を通して、いかなる場合も暴力は許されないものであることを指導します。	学校教育課
	高齢者・障がい者・外国人等へのDV防止のため、周知・啓発に努めます。	企画創成課 健康福祉課 高齢者支援課
② 被害者の早期発見と連絡体制の整備、自立支援	保健師による家庭訪問、健康相談を実施し、DVに結びつく内容の場合は関係機関と連携し対応します。	健康福祉課 高齢者支援課 子育て推進課
	DV被害者の相談はもとより、周囲からの情報提供も含め、被害者の早期発見に向けた相談窓口や通報先の周知と県や警察も含めた連絡体制の充実を図ります。また、必要に応じ、被害を受けた方の保護や自立に向けた支援を行います。	子育て推進課
③ 児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止のための対策の実施	虐待が疑われる場合の情報提供や相談窓口について、市民へ働きかけを行うほか、虐待防止についての普及・啓発に努めます。また、情報提供があった場合には、迅速に初期調査を行い、必要な支援計画を検討します。	子育て推進課
	学校や保育所等において、子供の普段の様子・言動をきめ細かに観察するほか、乳幼児健診時には育児の困りごとを聞き虐待の兆候把握に努めるなど、子どもの虐待防止に向けた対策を強化します。また、関係課・関係機関と情報共有し迅速に対応します。	子育て推進課 学校教育課
	タブレットが児童生徒に1台ずつ配布されたことを受け、各家庭と連携を取りながら、児童生徒の発達段階や実態に応じた情報モラル教育を体系的に推進します。	学校教育課



【現状と課題】

生涯を通じて健康を維持・増進していくことは、一人ひとりが生き生きと暮らしていくうえでの基盤となります。男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きて行くことは、男女共同参画社会の実現のための前提となるものです。

妊娠・出産という女性の健康にとっての大きな節目にあっては、切れ目のない支援や社会の母性保護に関する正しい理解が重要です。

また、高齢者に介護予防についての健康教室などを実施することは、生涯を通じた健康づくりを支援することに加え、健康で元気な高齢者の社会参画につながる施策にもなります。

これらのことから、男女が互いの性について理解を深めること、また、生涯にわたって健康が確保されるよう、健康づくりを推進していくことが必要です。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	生涯を通じた健康支援	年代に応じた健康診査や相談体制を充実させるとともに、各種健康教室や高齢者教室を実施するほか、地域活動を通じ、健康づくりや介護予防に関する知識の啓発に努めます。	健康福祉課 高齢者支援課 子育て推進課
		地域活動において、男女を問わず誰もが参加し、認知症予防や介護予防体操等を自分たちで企画運営できる自主活動グループを育成します。	高齢者支援課
②	妊娠・出産・子育て期における支援	妊娠・出産・子育て期における切れ目のない相談支援体制を充実させるとともに、家族も含めた心身の健康面に対する不安の解消に努めます。	子育て推進課
		企業に対し、妊娠中や出産後の女性に対する労働条件の緩和等についての啓発を図るため、母性保護に関する正しい知識の普及を図ります。	商工推進課
		母子健康手帳交付時等の機会を捉え、妊娠中や出産後の女性に対する労働条件の緩和等及び母性保護に関する正しい知識の普及を図ります。また、男性の育児休暇の取得に向けた育児・介護休業法等の情報提供を行います。	子育て推進課

施策の方向 1 2 生活上困難を抱える人への支援



【現状と課題】

昨今の雇用・就業をめぐる環境の変化や高齢化、核家族化等の進展に伴い、貧困や地域での孤立など、様々な生活上の困難に直面する人々が増えています。とりわけ、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、外国人居住者やセクシュアル・マイノリティ^{※1}などは、様々な要因で困難な状況におかれることが多いことから、これらの方々への支援が必要となります。

また、子どもの養育や経済面の不安を抱えがちなひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で起こった、新型コロナウイルス感染症の影響により、女性の雇用や暮らしに深刻な影響が生じていることから、社会的・経済的な自立に向けた総合的な取組が必要となります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	ひとり親家庭は、就労面などで経済的に不安定な状況にある場合が多いことから、安定した生活を送るため支援するとともに、自立に向けた相談・情報提供体制の充実を図ります。	子育て推進課
	子供の学習面への影響が生じないように学用品費、修学旅行費やオンライン通信費など就学に要する費用を援助します。	学校教育課
② 高齢者・障がい者・外国人等、さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することがないように、福祉推進員の配置による見守り支援や配食サービス、除雪対策等の生活支援を行うとともに、地域包括支援センターが中心となり相談対応や自立支援のための取組強化を図ります。	高齢者支援課
	障がい者に対し、国・県・市の支援制度の情報提供を十分行うとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センターを活用し相談体制の充実強化を図ります。	健康福祉課
	外国人向けの日本語教室などを開催し、言葉の習得への支援及び「暮らし」に関する情報の提供を行います。また、市国際交流協会のイベント等を通じ、市民と外国人との交流機会を創出します。	企画創成課
③ 多様な性的指向・性自認への理解を深めるための啓発の推進	多様な性的指向・性自認への理解を深めるための啓発に取り組みます。	企画創成課

※1 性的少数者、性的マイノリティ。同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他の多様な性自認や性的指向を持つ人

<基本目標Ⅳの数値目標>

指標名		現状値	目標値
①	「デートDV」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	45.3% (R3調査)	85%
②	3か月健診受診率	97.9% (R2年度)	100%
③	子宮がん検診受診率	42.7% (R2年度)	50%
④	乳がん検診受診率	42.1% (R2年度)	60%

第3章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

計画に掲げた施策を着実に推進するため、庁内に関係課で構成する「寒河江市男女共同参画計画推進委員会」を設置して進捗状況の把握を行うとともに、関係課の連携を強化することで、総合的に取組を推進します。

2 計画の進行管理

施策の進捗状況を把握し、その結果を寒河江市男女共同参画審議会に報告するとともに、今後の施策展開に向けた意見を聴取しながら、男女共同参画社会の形成に取り組みます。

3 国・県との連携

男女共同参画に関する施策は、長期的な視点に立って、着実・継続的な取組が必要であることから、男女共同参画社会形成の推進について、国や県などと連携を図りながら取り組んでいきます。

付 属 資 料

○男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことによ

り、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議

会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日号外法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原

則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示

を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当する

ものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めると

ころにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定め

る。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制

度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条におい

て「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心（しゆう）を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認

めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について

虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○山形県男女共同参画推進条例

平成14年 7 月 2 日 山形県条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条—第26条）

附則

私たちが目指す21世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。

（2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担

意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動を両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、しあわせ子育て応援部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○寒河江市男女共同参画審議会条例

平成25年6月25日条例第28号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、寒河江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の男女共同参画計画の策定又は変更に関し、必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、男女共同参画計画の実施に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 男女共同参画に関係する団体に属する者

(3) 公募による者

(4) その他市長が必要と認める者

2 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画創成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○寒河江市男女共同参画審議会委員名簿（五十音順）

No.	氏 名	所 属 等
1	伊 藤 やよい	公益社団法人 寒河江青年会議所
2	小 野 クナ子	社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会 会長
3	加 藤 芳	寒河江市商工会 女性部 部長
4	木 村 信 洋	寒河江市PTA連合会 会長
5	工 藤 幸 子	寒河江市幼児教育連絡協議会 副会長
6	公 平 順 孝	寒河江人権擁護委員協議会 男女共同参画委員会 委員長
7	高 田 テル子	国際ソロプチミスト寒河江 会長エレクト
8	高 橋 三 庸	株式会社寒河江測量設計事務所 取締役総務部長 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（「子育てサポート企業」くるみんマーク取得） ・山形いきいき子育て応援企業 優秀（ダイヤモンド）企業認定
9	中 瀬 玲 子	社会福祉法人 松寿会 特別養護老人ホーム 長生園 副園長
10	長 瀬 篤 子	日東ベスト株式会社 生産部生産課係長 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（「子育てサポート企業」くるみんマーク取得）
11	早 坂 信 一	特定非営利活動法人やまがた絆の架け橋ネットワーク 代表理事
12	布 施 義 和	寒河江公共職業安定所 統括職業指導官

○計画策定までの経緯

日 程	内 容
令和3年7月27日～8月9日	寒河江市男女共同参画社会に関する意識調査
令和3年9月30日	第1回 寒河江市男女共同参画審議会 ・第3次計画策定について諮問 ・第2次計画の取組み状況・意識調査結果の説明
令和3年11月17日	男女共同参画計画策定に係る庁内検討会議
令和3年11月30日	第2回 寒河江市男女共同参画審議会（書面開催） ・男女共同参画計画（案）の内容検討
令和3年12月23日	第3回 寒河江市男女共同参画審議会 ・男女共同参画計画（案）の内容検討
令和4年1月21日	市議会議員懇談会 ・男女共同参画計画（案）の説明
令和4年1月24日～2月24日	パブリックコメントの実施
令和4年3月1日	第4回 寒河江市男女共同参画審議会 ・答申の内容について協議
令和4年3月18日	審議会会長から市長へ計画を答申
令和4年3月22日	計画策定

寒河江市 企画創成課

〒991-8601

寒河江市中央一丁目9番45号

TEL : 0237-85-1413

FAX : 0237-86-7220

令和4年3月策定